

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループの設置について

〔平成20年10月1日〕
宇宙開発戦略専門調査会決定

1. 設置の目的

宇宙基本法第35条に規定する宇宙活動に関する法制の整備等に関する検討に係る事項について専門的な調査検討を行うため、宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループを設置する。

2. 検討事項

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループの検討事項は以下の通りとする。

- (1) 宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約等の国際約束を実施するために必要な事項
- (2) その他、宇宙基本法の理念等を実現するために必要な事項

3. 構成員

ワーキンググループの構成員は、宇宙開発戦略専門調査会座長(以下「座長」という。)が委嘱(当該構成員が宇宙開発戦略専門調査会の委員の場合にあっては、座長が指名)する。また、ワーキンググループに主査を置く。主査は、当該ワーキンググループの構成員のうちから、座長が指名する。

4. 庶務

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループの庶務は、内閣官房において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定める。